

水俣病関西訴訟の上告審判決の概要

10月15日(金)に、最高裁判所で言渡しがあつた判決の概要は、以下のとおり。

国及び熊本県の賠償責任に関する国及び熊本県の上告を一部認容、その余を棄却するとともに、国及び熊本県の賠償責任に関する一審原告らの附帯上告を棄却。

国及び県には水質二法・県漁業調整規則の規制権限を行使せず、昭和35年1月以降水俣病の発生拡大を防止しなかつたことにつき、賠償責任がある、との原判決を支持。

ただし、国・県が規制権限を行使すべきであつたとする昭和34年12月末以前に転出した者については、国・県の賠償責任は認められなかつた。

一審原告らが附帯上告で主張した、食品衛生法、行政指導等に基づく国、県の賠償責任は認められなかつた。

*** 病像論については、最高裁判決では高裁判決を踏襲。**

【参考】水俣病関西訴訟の主な経過

1) 昭和57年、提訴。

かつて水俣湾周辺で生活し水俣病に罹患したと主張する関西居住の原告らが、チッソ(株)、国・熊本県を相手取り損害賠償を求めた訴訟。(原告総数119名、本人は59名)

2) 平成6年7月、大阪地裁の判決

チッソは、原告本人59名中42名に対し、総額2億7,600万円(一人当たり300万円~800万円)及び利子を支払うこと。

52年判断条件に該当する場合を高度の蓋然性ありとし、該当しない場合でも確率的因果関係論を適用し40,30,20,15%の4段階の可能性による損害を認めた。

国及び熊本県の国家賠償法上の責任は認められない。

3) 平成13年4月、大阪高裁判決

チッソは、原告本人58名中51名に対し、総額3億1,950万円(一人当たり400万円~800万円)及び利子を支払うこと。

52年判断条件は公健法の水俣病認定要件と理解すべきとし、それとは別個に独自の判断準拠を定立してメチル水銀中毒症としての損害を認めた。

国は水質二法、県は漁業調整規則の規制権限を行使しなかつた違法があり、1/4の限度においてチッソと連帯して賠償責任あり。

* チッソは上告せず。

水俣病関西訴訟最高裁判決後の主な動き

1. 全般

- 10月15日 関西訴訟原告団と環境省との交渉（環境大臣、環境保健部長対応）
- ・環境大臣談話の読み上げ。
 - ・司法認定者への療養費等の支給、認定基準の見直し等を内容とする要請書受け取り。
- 10月19日 関西訴訟原告団と熊本県との交渉（県知事ほか対応）
- ・要請書（国に対するものと同じ）受け取り。
 - ・療養費等の支給、認定基準の見直し等については国と協議。
- 10月26日 熊本県知事定例記者会見
- ・二つの基準がある中で認定業務の実務を現行のまま実施することに疑念がある。県としても検討し、国と協議していく。
- 11月12日 熊本県の「今後の水俣病対策案」が新聞報道で事実上公表
18日に県議会（厚生常任委員会）へ提出。
- 11月24日 関西訴訟原告団と環境省との交渉
- ・環境保健部長以下が大阪に赴き、要請事項の内容について15日に引き続き確認。公健法の認定要件の見直しが論点の中心。
- 11月25日 熊本県議会全員協議会
- ・県の対策案を国との協議に臨む「たたき台」として了承。
- 11月29日 熊本県が対策案を環境省に提出
- 12月3日 政治解決受入4団体と環境大臣との面会
- ・全水俣病患者に対する謝罪、特別立法の制定等を内容とする要求書の提出。
- 12月5日 関西訴訟原告団と熊本県との交渉
- ・熊本県は県の水俣病対策案について説明。

12月9日 県の対策案に係る環境省と県の協議

12月22日 県の対策案に係る環境省と県の協議

1月19日 政治解決受入3団体と環境省との意見交換

- ・環境保健部長以下が水俣に赴き、各方面の動き、熊本県との調整状況を説明。その後意見交換。

2月8日 出水の会との面会

- ・要請書を受け取り

2. 各党の動き

(1) 自民党

11月12日 水俣問題小委員会 (松岡利勝委員長)

- ・環境省、熊本県から最高裁判決及びその後の状況を説明。

12月3日 水俣問題小委員会メンバー水俣視察。

12月14日 水俣問題小委員会

- ・熊本県から県の対策案についてヒアリング。
- ・松岡委員長から、通常国会開会後に熊本県案に対する国としての対応又は国独自の考え方を示すよう指示あり。

2月1日 水俣問題小委員会

- ・最近の状況及び今後の対応に係る検討状況について報告。
- ・松岡委員長から、2月中に国と県で対策案を濃密に詰め、年度末までに決着したいとの方針が示された。

(2) 公明党

11月18日 環境部会 (石田祝念部会長)

- ・環境省から最高裁判決及びその後の状況を説明。

11月26日 水俣病問題小委員会<新設> (木庭健太郎委員長、江田康幸事務局長)

- ・熊本県から県の対策案について、環境省から24日の原告団との交渉結果について説明。

12月2日 水俣病問題小委員会 水俣関係3団体ヒアリング

12月9日 水俣病問題小委員会

- ・熊本県の対策案に係る県と環境省の協議結果について説明。

12月10日 水俣病問題小委員会メンバー水俣視察

12月22日 水俣病問題小委員会

2月2日 水俣病問題小委員会

- ・自民党水俣問題小委員会と同様の方針が示された。

(3) 民主党

10月21日 民主党「次の内閣」環境部門会議（佐藤謙一郎ネクスト環境大臣主宰）

- ・環境省から最高裁判決について説明。
- ・前日の民主党閣議で水俣病ワーキングチーム（座長：松野信夫、事務局長：稲見哲男）の設置了承。

11月5日～2月1日

- ・7回にわたり、ワーキングチームを開催。関西訴訟原告団、環境省、水俣病に関わる医師、政治解決受入団体等からヒアリング。

12月5・6日 ワーキングチームメンバー水俣視察

3. 判決後の認定申請状況等

・判決後の認定申請(2 / 16現在)

熊本県 415名（うち初申請 361名）

鹿児島県 365名（うち初申請 270名）

新潟市 1名（うち初申請 1名）

計 781名（うち初申請 632名）

熊本県のうち26名、鹿児島県のうち59名は、保健手帳を返却後申請。

・未処分者の累計(2 / 16現在)

熊本県 438名

鹿児島県 370名

新潟市 1名

計 809名

水俣病とは

工場から排出された有機水銀によって汚染された魚介類の経口摂取を原因として、熊本県水俣湾周辺、新潟県阿賀野川流域において発生した公害病。

法による「水俣病」の認定

公害健康被害補償法等により「水俣病」の患者を認定し、救済。
行政が、「52年判断条件」を踏まえた審査会の総合判定に基づき認定。
原因企業が補償(一時金1,600~1,800万円と医療費、年金など)。
これまで、約3千人を「水俣病」と認定。

平成7年の政治解決

長年の行政認定と訴訟をめぐる混乱の收拾を図るため、与党三党(自民、社会、さきがけ)が最終的解決策を提示、多くの患者団体等がこれを受け入れ。

チッソは、水俣病と認定されない一定症候者に、一時金(260万円)を支払う。
国・県は、遺憾の意を表明し、の者に医療費、療養手当等を支給。
救済を受ける者は、訴訟などの紛争を終結させる。

約1万1千人が「政治解決」の救済の対象。
(この中には訴訟を取り下げた者約2千人を含む)

60名弱の者は政治解決を選択せず、平成16年10月15日最高裁判決。



環境省、熊本県等が進める対策

平成7年の政治解決に際しての閣議了解等を踏まえ、以下を実施。

水俣病総合対策医療事業の継続実施

・政治解決の対象者に対する医療費、療養手当等の支給など

チッソへの財政支援(患者補償と地域振興に資する)

・患者補償等に要する資金の貸付(平成11年度まで、県債発行)、
同返済の一部猶予(12年度から、県債償還のための国庫補助金等)

水俣病経験の発信と国際協力

・水俣病の経験を国内外に情報発信し、世界各地で顕在化している水銀汚染問題について、我が国の経験と技術をいかした国際協力を進める。

また、我が国の経験をいかした国内外への研修機能を充実していく。

国立水俣病総合研究センターにおける調査研究等の推進

・水俣病に関する総合的な調査研究等を実施している。

「水俣病」問題の広がり



最高裁判決後の
公健法認定申請者
約780人
保健手帳返却者約80名を含む

関西訴訟 58人
(最高裁判決)

公健法に基づく認定
約3,000人
昭和40年以降～現在

平成7年の「政治解決」による救済
約12,000人(うち保健手帳約1,000人)
10訴訟を取り下げた約2,000人を含む